第1回教育委員会会議

令和5年1月24日 午後3時30分 市会第6委員会室

案 件

報告第1号 インクルーシブ教育の充実について

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)(令和4年4月27日4文科初第375号文部科学省初等中等教育局長通知)

文部科学省として、インクルーシブ教育を推進する重要性を明示しつつ、学校や教育委員会において、障がいのある子どもの一人一人の教育的ニーズに的確に応えることができるよう、次の4点について、検討すること。

①学びの場の判断

特別支援学級、通級による指導、通常学級のいずれにおいて学ぶのが適切かを通知や手引きを参照し、判断すること

②交流及び共同学習の時数

原則として週の半分以上を目安に特別支援学級で学ぶこと

③自立活動の時数

特別支援学級に在籍する児童生徒は、必ず自立活動の学習を行うこと

④ 通級による指導を活用すること

他校通級のほか、自校通級等を活用すること

インクルーシブ教育の推進に向けて

通常学級で同じ場にいること のみをもって、インクルーシブ 教育としていないか

同じ場で学ぶ ことを追求

一人一人の 教育的ニーズに 応じた指導

通常学級で学ぶ内容や 学習目標が吟味されているか

個別の指導計画 に基づいて

同じ場で学ぶことを 引き続き大切にする

同じ場で学ぶ ことを追求



「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育

それぞれのニーズに 応じた指導を行う

一人一人の 教育的ニーズに 応じた指導

個別の指導計画 に基づいて

障がいのある児童生徒の多様な学びの場

A校

通常学級

個々の障がいに応じた配慮を 受けながら、通常の教育課程に 基づく指導を受ける。 ●

特別支援学級

障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するため、 特別の教育課程による指導 を受ける。



B校

通級による指導

通常学級に在籍する児童・ 生徒が、一部、特別の指導を、 授業を抜けるなどして受ける。 対象:知的障がいがなく、おおむね通常 学級で学べるが、読み書きや行動面など 一部に困難のある児童生徒 (発達障がいがある児童生徒)



現在、他校に通う「通級指導教室」を17校に開設

府立特別支援学校

小学部

中学部

